

平成28年第11回

美里町農業委員会定例総会議事録

第11回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年11月25日(金)午後1時30分から午後2時11分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 利用権設定の合意解約による通知について
- 3 非農地証明願について

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

- 1 平成28年11月事業報告について
- 2 平成28年12月事業予定について
- 3 その他

7 職務代理 閉会挨拶

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤 吉則
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成28年第11回美里町農業委員会総会を開催いたします。

開催に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、これより第11回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名させていただきます。

2番佐藤清委員、3番遊佐恭一委員のお二人をお願いいたします。

議長

続きまして、4番、報告事項に入ります。

1、農家相談日について、11月7日と11月22日の2日、農家相談日が開催されています。

担当の委員の方より報告をお願いいたします。

久道委員

報告します。11月7日に渡邊会長と私、久道で、遊佐委員が急遽親戚に不幸があったため欠席となり2人で行いました。

先ず、さんが来庁の予定でしたが、電話対応で行いました。40aの水田をさんに頼んでいましたが、利用権を断られたので誰か受け手を探してほしいとの電話でした。会長は、直ぐ他の相手を探しまして、見つかったのですけれども、相談が終わった後にさんが電話をよこしまして、やはり受けたいとのことで、また同じ方同士の契約にな

ったそうです。

次に、中塚の さんが来ました。この方は農地を購入、又は利用権でも良いので、新規で農業をしたいとのことでした。いろいろな方法があるので、また相談した方が良いと話しました。遠見委員にも相談しているとのこと、さらに遠見委員にも相談するように話しました。

次に、 さんが来まして、高齢のため利用権を10年から5年にしてほしいとのことでした。そのようにするよう話しました。

それから、北浦の さんと弁護士の さんが来まして、利用権設定の途中で貸し手が死亡し、その方の相続人は全員相続を放棄したため、どうしたら良いかの事でした。財産処分には、 さんとの利用権の解約が必要なため、手続きをしました。これについては、買い手が見つかったそうです。

以上です。

三浦委員

それでは、11月22日の農家相談日における報告を行います。当日は、大友職務代理、高橋（繁）委員と私の3人で対応いたしました。

相談件数は、1件で涌谷町の さんが相対で耕作をお願いしている美里町内の農地2.5aについて、旧年金制度の農業者年金を受給するために認定農業者と農業委員会を通して受委託を行いたいという相談でしたので、今耕作している方と相談した後、来庁してくださいと話しました。年金については、涌谷町農業委員会に相談してみてくださいと話しました。

以上です。

議長

ご苦労さまでございます。

7日の弁護士さんの関係で、今、久道委員からご報告いただいたのですが、負債があるということで、アパート経営とかいろいろなことをやっていたので、十何人かの相続人が全員相続放棄という現状の中で、裁判所から弁護士さんが財産管理人に指定され、処分するのに現在利用権設定をしている田については、他の宅地とかそういったものは、出来るんですが、利用権を設定しているので手を付けられないという事なので、利用権の解約を亡くなった方ではなくて、財産管理人の弁護士さんと さんとの合意解約ということになりまして、今日の案件に出て来たと、そんな状況です。

弁護士さんの話ですと、都会だったら土地代が高いので幾らかは残るか

もしれない。この辺は要するに土地代が安いので、半分もいかないという話だったですね。ちょっと補足させていただきました。

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項の2番利用権設定の合意解約による通知について、3番非農地証明願について、事務局より一括で報告願います。

なお、非農地証明願につきましては、11月16日に農地保全委員会にて現地を確認調査を行っておりますので、柴山委員長よりその調査の結果について報告を願います。

事務局よりお願いいたします。

事務局

報告事項2・報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、農地保全委員会で現地調査をした結果を柴山委員長、お願いします。

農地保全委員会
委員長（柴山委員）

農地保全委員会は、今月から大崎幸信委員、福田なほ子委員、そして委員長である私、柴山の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から佐藤局長と菊地次長の7名により11月16日に現地調査を行いました。

非農地証明願についての意見でございます。番号19について、現地は北浦地区の に位置しております。ここは20年以上宅地として使用しており、特段問題は見当たらず、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでございました。

以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

（ありませんという声あり）

議長

なければ、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法3条調査についてもあわせて説明をお願いしたいと思います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

説明を終了し、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということで、よろしいですか。

(はいという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。審議をいたしますが、議案番号232番を除いた16議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認めます。

議案番号232番を除いた16議案について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号232番を審議いたします。審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、18番高橋建一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(2:02)

議長

再開します。(2:02)

議長

議案番号232番の審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号232番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(2 : 0 3)

議長 再開します。(2 : 0 4)

議長 第 2 号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、全議案全て賛成
ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第 3 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9
条第 3 項による意見について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 第 3 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 説明が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 なしということでございます。採決に入ってよろしいですか。

(はいという声あり)

議長 それでは、質疑なしと認め、採決に入ります。
第 3 号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第 3 号議案は、原案どおりと意見を付して進達をいたします。

議長 続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の
意見決定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 第 4 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明が終了しましたので、11月16日に実施しました現地調査の結果について、柴山農地保全委員会委員長より報告をいただきます。

農地保全委員会
委員長（柴山委員）

第4号議案の農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可決定についてのご意見でございます。

番号22については、現地は木間塚地区の に位置しております。転用目的は駐車場で、申請者の経営する の駐車場として使用するものです。農地区分については第1種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

続いて番号23については、現地はJR陸羽東線沿線北浦地区 に位置しております。転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置で、農地区分については、都市計画区域内にある第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明、保全委員会の報告を終了しましたので、審議に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

（なしという声あり）

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認め、第4号議案は許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年 月 日

会 長

署名委員 2番

署名委員 3番